

# 医療情報取得加算について

当院はマイナンバーカードによるオンライン資格確認について下記の整備を行っており、薬剤情報、特定健診情報などの診療情報を取得・活用することで、より質の高い医療の提供に努めています。

◆オンライン資格確認を行う体制を有しています

◆受診歴・薬剤情報・特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います

国が定めた診療報酬算定要件に従い、令和6年6月1日より下記の通り診療報酬点数を算定いたします。

## 医療情報取得加算

### 初診時

- 医療情報取得加算 1 : 3点
  - ・健康保険証にて資格確認を行った場合（マイナ保険証利用しない場合）
  - ・マイナ保険証にて資格確認を行ったが、診療情報の取得に同意しない場合
- 医療情報取得加算 2 : 1点
  - ・マイナ保険証にて資格確認を行い、診療情報の取得に同意した場合
  - ・他の医療機関から診療情報提供を受けた場合

### 再診時

- 医療情報取得加算 3 : 2点（3か月に1回）
  - ・健康保険証にて資格確認を行った場合（マイナ保険証利用しない場合）
  - ・マイナ保険証にて資格確認を行ったが、診療情報の取得に同意しない場合
- 医療情報取得加算 4 : 1点（3か月に1回）
  - ・マイナ保険証にて資格確認を行い、診療情報の取得に同意した場合
  - ・他の医療機関から診療情報提供を受けた場合

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします